



今月のテーマ
労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則について

- ① 一括有期事業の事務手続きにかかる改正について
- ② 労働保険料等の一部の申告書の提出方法について

今月のテーマ①

一括有期事業の事務手続きにかかる改正について

一括有期事業とは、建設の事業や立木の伐採の事業において、一定の要件を満たす2つ以上の小規模な単独有期事業を一つの事業とみなし、一般の継続事業と同様に扱うこととする制度をいいます。

＜対象となる単独有期事業の要件＞

- ・建築事業の場合：請負金額1億8,000万円未満、かつ、概算保険料の額が160万円未満
- ・伐採事業の場合：素材見込生産量1,000立方メートル未満、かつ、概算保険料の額が160万円未満

■ 改正の概要

「規制改革実施計画」(平成29年6月9日閣議決定)において、平成31年度までを取組期間とし、政府全体で行政コスト(行政手続きに要する事業者の作業時間)を削減すると共に、事業主の事務を簡素化する観点から、一括有期事業に係る保険関係事務について、大きく下記の2点が変更となります。

1. 一括有期事業開始届の廃止
2. 一括有期事業の地域要件の廃止

1. 一括有期事業開始届の廃止

＜従来は…＞

一括有期事業を行う事業主は、それぞれの事業を開始した時、翌月10日までに「一括有期事業開始届」を「所定の労働基準監督署長」に提出する必要がありました。

＜法改正後＞

「一括有期事業開始届」が廃止される為、有期事業開始時に届出を提出する必要がなくなります。

2. 一括有期事業の地域要件の廃止

＜従来は…＞

一括有期事業は地域要件が定められており、規定範囲外の地域で行われる事業は一括有期事業でまとめて適用ができず、個別に有期事業として適用させる必要がありました。(同じ建設会社の工事であっても全国各地で工事を行う場合は、地域ごとに手続きが必要でした)

＜法改正後＞

地域要件が廃止されることにより、今までの地域要件範囲外で行われる事業も含めて一括有期事業として適用できます。

■ 施行期日

平成31年4月1日

法改正により、翌月10日までの「一括有期事業開始届」の提出はなくなり、地域要件による複数の届出もなくなります。本制度の対象となった事業所は事業所ごとの手続きなしで他の事業所とまとめて手続きを行うことができるようになります。

ただし、平成31年3月31日以前に開始する一括有期事業については、従来どおり、開始届の提出や地域要件が適用されますので注意が必要です。

※厚生労働省で公開されている資料は、下記アドレスから確認できます

<https://www.mhlw.go.jp/content/12602000/000332549.pdf>

今月のテーマ②

労働保険料等の一部の申告書の提出方法について

■ 改正の背景

厚生労働大臣からの諮問を受け、同審議会労働条件分科会労災保険部会で審議が行われ、厚生労働省は省令の改正作業を進めています。

また、「労働保険の保険料の徴収等に関する一部の申告書の提出方法の変更について(案)」の中で、『政府全体で行政コスト(手続きに要する事業者の作業時間)を削減する取組を進めている中において、労働保険等関係手続の電子申請の利用促進を図っているところ。より一層電子申請の利用促進を図るために、労働保険等に関する一部の主要な手続について、特定の法人が行う場合には、電子申請によることを義務づけるもの。』と表記があります。

前回(2018年12月号No.117)ご紹介したテーマである「健康保険組合における社会保険手続の電子申請義務化について」でも触れました「電子申請の義務化の促進」にも繋がっています。

※厚生労働省で公開されている資料は、下記アドレスから確認できます

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02644.html

1. 電子申請の義務化対象となる手続

- ・概算保険料申告書(徴収法第15条)
- ・増加概算保険料申告書(徴収法第16条)
- ・確定保険料申告書(徴収法第19条)
- ・石綿健康被害救済法一般拠出金申告書(石綿法第38条)

2. 特定の法人

- ・資本金か出資金、又は、銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える法人
- ・相互会社

- ・投資法人
- ・特定目的会社

※社労士及び社労士法人が特定の法人に代わって手続きを行う場合を含みます。

※やむを得ない理由がある場合は次回以降の電子申請を促しつつ、紙での申請を受け付ける予定となっています。

■ 公布日

平成31年1月(予定)

■ 施行期日

平成32年4月1日

■ 経過措置

平成32年4月1日以降開始される事業年度について順次適用



【発行元】SATO社会保険労務士法人 札幌オフィス
〒065-8631
北海道札幌市東区北5条東8丁目1-33
TEL: (011) 351-3010